

越廼サテライトオフィス利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、越廼サテライトオフィス（以下、「テレワーク拠点」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 テレワーク拠点の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越廼サテライトオフィス	福井市居倉町43-25

(テレワーク拠点の利用)

第3条 テレワーク拠点は、次に掲げる活動を行う場合に利用できるものとする。

- (1) 市外の法人、個人事業主及びその他団体等がテレワーク業務を行う場合
- (2) ICTの利活用により、越廼地区及び周辺地区（以下、「越前海岸エリア」という。）の情報発信や地域資源を活用した産業振興につながると認められる活動を行う場合
- (3) テレワーク業務の実施と併せて地域住民との交流促進を図る活動を行う場合
- (4) 越廼ふるさとテレワーク推進事業を円滑に実施するために組織する越廼ふるさとテレワーク推進協議会の活動に利用する場合
- (5) 越前海岸エリアの地域活性化に関する調査研究活動を行う場合
- (6) その他、本市の地域活性化に資する活動として市長が特に認める場合

(利用期間)

第4条 テレワーク拠点の利用期間は次のとおりとする。ただし、年度を越えた利用は行わないものとする。

利用見込	利用期間
1週間当たり2日程度の定期的なテレワーク業務での利用が見込まれる場合	1年間以内
試験的なテレワーク業務の実施に利用する場合	2週間以内
越前海岸エリアの情報発信等、産業振興、交流促進等の活動に利用する場合	1週間以内
上記以外で、本市の地域活性化に資する活動として市長が特に認める場合	市長が認める期間

2 前項の規定に関わらず、毎年1月1日及び12月29日から同月31日まで並びに施設管理上その他の必要がある場合には、利用を行わないものとする。

(利用可能時間)

第5条 テレワーク拠点の利用可能時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が

特に認めた場合には、これを変更できるものとする。

(利用の申込)

第6条 テレワーク拠点の利用希望者は、原則として利用開始希望日の7日前までに市が定める方法により申込を行うものとする。

2 申込内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用者の承諾)

第7条 市長は、前条の申込があったときは、速やかにその内容を審査し、使用を承諾したときは申込者に連絡するものとする。

(利用者証の貸与、管理及び返却)

第8条 市長は、テレワーク拠点の利用を承諾した場合は、申込者に対して利用者証を貸与するものとする。

2 利用者は、利用者証を本人以外の者に転貸し、又は譲渡をしてはならない。

3 利用者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに利用者証を返却しなければならない。

(1) 利用期間が終了したとき

(2) 第9条に掲げる事項を遵守しなかったとき

(3) その他、止むをえない理由により利用者証の返却を求められたとき

4 利用者は、利用者証の紛失、盗難、破損等が生じた場合には、再発行に要する経費として2,000円を負担しなければならないものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、テレワーク拠点を利用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと。

(2) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 利用の承諾を受けた内容を変更し、又は利用目的外に使用しないこと。

(4) テレワーク拠点の施設又は設備を汚損し、又は破損しないこと

(5) 利用時間、利用期間を厳守すること。

(6) 設備・備品を外部に持ち出さないこと。

(7) 利用終了後は設備・備品を利用開始時の状態に戻すこと。

(8) 飲食や喫煙は所定の場所で行うこと。

(9) 持参した資機材や資料等及び利用に伴い発生するゴミは利用者の責任において持ち帰ること。ただし、承認を受けて鍵付ロッカーを利用する者がロッカー内に私物を保管することは妨げない。

(10) 宗教活動又は政治活動を行わないこと。

(11) 利用に際して非常口の位置と避難経路等を確認すること。

(12) 上記のほか、市長が指示した事項に従うこと。

(違反行為に対する措置)

第10条 市長は、次に掲げる者に対し、テレワーク拠点への出入を禁止し、利用を停止し、又は違反行為の是正、行為の禁止、テレワーク拠点からの退去、その他必要な措置を行うことができるものとする。

- (1) 第7条に定める利用者証の貸与を受けないでオフィスを利用した者
- (2) 前条の規程に違反した者又は違反する恐れが明らかである者

(設備・備品)

第11条 テレワーク拠点の利用に際して使用できる設備や備品は別表第1に定めるとおりとする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、その責に帰する事由により設備・備品を毀損し、又は滅失した場合は、直ちに市長に報告するものとする。この場合において、利用者は損害賠償責任を負うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

Wi - Fi 設備 (FCTV インターネット回線)、ミーティングテーブル、オフィスチェア、可動式書籍棚、プロジェクター、プロジェクター用 Wi - Fi 接続機、平行スタックテーブル、可動式パーティション、打ち合わせ用椅子、センターテーブル、レーザー複合機、鍵付システムロッカー、カード式入退室システム、空調設備、駐車場
--